

介護保険の第一号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、第一号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料※が減免となります。

※令和3年度分及び令和4年度分の介護保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている介護保険料が対象です。

【介護保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 → 保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる第一号被保険者 → 保険料の一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、前年に比べていずれかの減少額が10分の3以上であること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類等が必要となります。

○介護保険料の減免額は、減免対象保険料額(A×B/C)に減免割合(d)をかけた金額です。

減免対象の保険料額(A×B/C)

- A：当該第一号被保険者の保険料額
- B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
- C：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の合計所得金額に応じた減免割合(d)

210万円以下の場合：10分の10

210万円を超えるとき：10分の8

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除します。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは竹田市税務課課税係にお問い合わせください。

竹田市 税務課 電話：0974-63-4803 メールアドレス：zeimu@city.taketa.lg.jp

竹田市公式サイト：<https://www.city.taketa.oita.jp/> (「コロナ 減免」で検索)